

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について (令和5年1月見直し)

湖北広域行政事務センター火葬場における、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方の火葬の取扱いについては、原則、国の「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン(令和2年7月29日)」等に基づき、これまで執り行なって参りました。

今般、令和5年1月6日付けで同ガイドラインが改正されたことに伴い、適切な感染対策が講じている場合には、火葬受入時刻及び苑内設備の利用制限等は設けず、原則、通常の火葬と同様に執り行うこととします。今後とも、皆さまのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

1. 斎苑の利用全般について

- ・場面に応じたマスク着用や手洗い等の基本的な感染対策を引き続きお願いします。
- ・濃厚接触者の方は、発症のリスクがあることを踏まえて、症状がある場合などはご来場をご遠慮ください。

2. 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬について

1) 火葬の予約について

- ・新型コロナウイルス感染症の方または新型コロナウイルス感染症が疑われる方のご遺体であることを予約時にお伝えください。
- ・ご遺体がガイドラインに基づく適切な感染対策がされていることをお伝えください。
- ・通常の時間帯にて火葬の予約をしていただくことができます。(他の火葬予約状況によりご希望に添えないことがあります。)

2) 火葬場の霊柩車のご利用について

- ・通常どおりご利用いただくことができます。(他の火葬予約状況によりご希望に添えないことがあります。)

3) 火葬場での告別および収骨について

- ・通常どおり執り行います。

3. 斎苑内の設備利用について

- ・通常どおりご利用いただくことができます。(喫煙室等十分なスペースが確保できない場合は、一部人数制限を行います)
- ・待合室では、十分な間隔を空けてご着席ください。また、定期的な換気にご協力ください。
- ・換気のため、冷暖房が十分行き届かない場合がありますので、上着の脱着等で各自調整をお願いします。

4. 開始日 令和5年1月15日火葬予約分からとします。

※適切な感染対策(ガイドライン抜粋)

ご遺体の適切な感染対策(清拭及び鼻、肛門等への詰め物や紙おむつの使用等による体液等の漏出予防を行うこと等)を講ずること、納棺時に棺表面を清拭・消毒すること、基本的な感染対策を徹底すること等。